

**令和 7 年度山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）業務委託
企画提案募集要項**

1 目的

この要項は、令和 7 年度山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

令和 7 年度山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）業務委託

(2) 事業内容

令和 7 年度山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

(4) 提案上限額

6,476,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独企業

- ① 山形県内に本社又は事業所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）の規定により、次のいずれにも該当しない者
- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

(2) 共同企業体（JV）

- ① 各構成員が3の(1)に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② JVが、2つ以上の者により自主的に結成された者であること。
- ③ 各構成員が本プロポーザルに参加する単独企業又は他の企業体の構成員ではないこと。
- ④ 次の事項を定めた協定書を締結していること、又は当該業務契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。

なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約相手方としない。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ その他必要な事項

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法

本プロポーザルに参加する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（単独企業：様式第1－1号、共同企業体：様式第1－2号及び構成員ごとに様式第1－3号）：1部
- ② 事業者概要書（単独企業：様式第2－1号、共同企業体：様式第2－2号及び構成員ごとに様式第2－1号）：1部

<添付書類>

ア 会社概要がわかるパンフレット等 6部

イ 法人の履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの。）、直近の決算書 各1部

ウ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）等 各1部

ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登載されている者は、提出する必要はない。

(ア) 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(イ) 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の未納がない証明書（本社所在地 管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(ウ) 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び加入状況を確認できる書類 各1部

(注) イ及びウに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

エ 共同企業体にあつては、様式第1－2号、第2－2号及び3の(2)④に記載の協定書の写しを提出すること。また、すべての構成員について様式1－3号及び第2－1号を合わせて提出すること。なお、申込時に協定書の締結が完了していな

い場合は、契約締結の日までに締結し、提出すること。

③ 企画提案書（様式第3号）：1部

④ 様式第3号に添付する企画提案書：紙媒体6部（別途、電子データをメールにて提出すること。）

＜再委託がある場合＞

⑤ 再委託事業者の事業者概要書（様式第2-1号）：1部

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書（単独企業：様式第1-1号、共同企業体：第1-2号及び様式1-3号）、事業者概要書（単独企業：様式第2-1号、共同企業体：第2-2号及び第2-1号）及び添付書類

令和7年9月5日（金）午後5時

② 企画提案書（様式第3号）

令和7年9月17日（水）午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送のみとする。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午又は午後1時から午後5時までに提出先に持参すること。郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。また、「仕様書」に記す「2 事業の目的」、「4 委託業務の内容」に基づく独自提案がある場合、それも記載すること。

① 「仕様書」に定める「4 委託業務の内容」に基づく企画の内容

② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等（再委託がある場合は再委託先の事業者の実施体制を含む。））

③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること。）

④ 参考見積書（経費の内訳が分かるように記載すること。様式は任意とする。）

⑤ 過去の類似事例の実績が分かるもの（実績が無ければ不要。）

(6) その他

① 提案は、1事業者につき、1提案とする。

② 提案は、全て企画提案書に記載すること。

③ 企画提案書は、20ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、様式第3号に添付して提出すること。

- ④ A4判片面刷（多色仕上げを可とする。）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留めとする。）、横書きとする。
- ⑤ 各ページの下部に通し番号を印字し、目次を付けること。
なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。

5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

企画提案に関する一切の質問等は、「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）業務委託への問い合わせ」として「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

(1) 質問書の受付期間

令和7年9月5日（金）午後3時まで

(2) 質問書への回答

質問書への回答は、当該質問をした事業者に電子メールにより回答するとともに、県ホームページに掲載する。

ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、評価基準及び選定方法

(1) 審査は、山形県みらい企画創造部が設置する「令和7年度山形県国際協力活動推進事業（渡航手配・交流等企画）業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査にあたり、必要に応じて提案者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

(2) 評価は、次の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、「企画提案審査基準」（以下「審査基準」という。）を確認すること。

- ① 企画内容
- ② 業務遂行能力
- ③ 価格

(3) 上記審査基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。

(4) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、上位3者を第1次審査通過とし、書面審査又はプレゼンテーションを実施する。

(5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者とし

て選定する。

- (6) 各審査員の採点の合計値が、審査基準に示す総計の5割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (7) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (8) 選定結果は、全提案者に対し書面により通知する。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会（書面審査又はプレゼンテーション）：9月下旬
- (2) 審査結果通知：9月下旬
- (3) 契約締結：10月上旬

※ 詳細については、提案者に別途通知する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。

10 担当部局

山形県みらい企画創造部 多文化共生・国際交流推進課

国際交流推進担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電 話：023-630-2123 FAX：023-630-2092

メール：ykokusai#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。

【参考】 提出書類整理表

◎：共同企業体の場合、すべての構成員の提出が必要な書類。

(1) 提出期限が9月5日（金）午後5時の提出書類

様式	内容	単独 企業	共同 企業体	再委託が ある場合の 再委託業者
1-1	参加申込書	○	-	-
1-2	参加申込書（共同企業体用）	-	○	-
1-3	応募資格要件に関する誓約書 （共同企業体構成員）	-	◎	-
2-1	事業者概要書	○	◎	◎
2-1 の 添付書類	（あれば） 類似業務の実績その他参考となる資料	○	◎	◎
	会社概要がわかるパンフレット6部	○	◎	◎
	法人の履歴事項全部証明書、直近の決算書	○	◎	◎
	山形県税並びに消費税及び地方消費税の 滞納がないことを証明する書類等 （県の競争入札参加資格者名簿に登録されてい る者は提出不要）	○	◎	◎
2-2	共同企業体概要書	-	○	-
5 （参考様式）	共同企業体協定書の写し （申込時に協定書の締結が未完了の場合は、契 約締結の日までに締結し、提出すること）	-	○	-

※ 質問がある場合には、質問書受付期間内（9月5日午後3時まで）に「様式第4号」を提出すること。

(2) 提出期限が9月17日（水）午後5時の提出書類

様式	内容	単独 企業	共同 企業体	再委託が ある場合の 再委託業者
3	企画提案書（様式）	○	○	-
3の 添付書類	企画提案書本体、紙媒体6部、電子データ	○	○	-